

第四十三回国会
衆議院
文教委員會議録 第三号

昭和三十八年二月十三日(水曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君

理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

坂田 道太郎君 田川 誠一君

中村庸一郎君 濱野 清喜君

松永 東君 杉山元治郎君

高津 正道君 三木 喜夫君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長) 文部事務官 小林 行雄君

(大学学術局長) 文部事務官 前田 充明君

(体育局長) 文部事務官 矢城 勲君

(調査局長) 文部事務官 杉江 清君

(管理局長) 文部事務官 官地 茂君

(文化財保護委員) 文部事務官 喜三郎君

委員外の出席者

専門員 丸山 稲君

二月八日

日本学校給食会法の一部を改正する

法律案(内閣提出第六〇号)

同月十一日

国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第七五号)

同月九日

第一類第六号

文教委員會議録第三号

昭和三十八年二月十三日

文化財の虫菌害等駆除予防に関する
請願外十件(中村三之丞君紹介)(第
六二八号)

高等学校全員入学及び義務教育無償
等に関する請願(加藤勘十君紹介)
(第六五八号)

同(坂本泰良君紹介)(第六五九号)

同(阪上安太郎君紹介)(第六六〇号)

同(外一件)(辻原弘市君紹介)(第六六
一号)

同(坪野米男君紹介)(第六六二号)

同(中村英男君紹介)(第六六三号)

同(外一件)(中村英男君紹介)(第六六
四号)

同(外一件)(肥田次郎君紹介)(第六六
五号)

同(細迫兼光君紹介)(第六六六号)

同(外二件)(前田榮之助君紹介)(第六
六七号)

同(外一件)(松井誠君紹介)(第六六八
号)

同(松原喜之次君紹介)(第六六九号)

同(村山喜一君紹介)(第六七〇号)

同(平城宮跡等埋蔵文化財保護に関する
請願)(米田吉盛君紹介)(第八四四号)

奈良県文化財保存事務所従業員の果
職員定数繰入れに関する請願(矢尾
喜三郎君紹介)(第八八三号)

同(安宅常彦君紹介)(第九五八号)

同(赤松勇君紹介)(第九五九号)

同(井岡大治君紹介)(第九六〇号)

同(太田一夫君紹介)(第九六一号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第九六二号)

同(栗原俊夫君紹介)(第九六三号)

同(下平正一君紹介)(第九六四号)

同(東海林稔君紹介)(第九六五号)
同(田中誠治君紹介)(第九六六号)
同(田中織之進君紹介)(第九六七号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第九六八号)
同(八木一男君紹介)(第九六九号)
同(吉村吉雄君紹介)(第九七〇号)
同(渡辺惣蔵君紹介)(第九七一号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本学校給食会法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六〇号)

国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第七五号)

文教行政の基本施策に関する件

○床次委員長 これより會議を開きま
す。

日本学校給食会法の一部を改正する
法律案及び国立学校設置法の一部を改
正する法律案、右両案を一括議題と
し、政府より提案理由の説明を聴取い
たします。荒木文部大臣。

日本学校給食会法の一部を改正す
る法律案

日本学校給食会法の一部を改正
する法律

日本学校給食会法(昭和三十年法
律第四十八号)の一部を次のよう
に改正する。

目次中(第三十三条)を(第三十
二条の二・第三十三条)に改める。

第二十條第一項中「経費」の下に(以
下「供給に要する経費」という。)を
加える。

第二十條第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加える。

2 義務教育諸学校(学校教育法(昭
和二十二年法律第二十六号)に規
定する小学校、中学校並びに盲学
校、聾学校及び養護学校の小学部
及び中学部をいう。以下同じ。)の
学校給食用物資の供給に要する経
費について第三十二條の規定によ
る補助を受けた場合における当該
学校給食用物資に係る前項の原価
については、当該補助額に相当す
る額を当該学校給食用物資の供給
に要する経費の額から控除して算
定するものとする。

第三十條中「第二十條第二項」を
「第二十條第三項」に改める。

第三十二條中「経費」の下に「及び
政令の定める義務教育諸学校の学
校給食用物資の供給に要する経費」
を加える。

第七章中第三十三條の前に次の一
條を加える。

(学校給食用物資の用途外使用の
禁止)

第三十二條の二 義務教育諸学校の
学校給食用物資で当該学校給食用
物資の供給に要する経費について
前条の規定による補助を受けたも
のを買い受けた者、その者から当
該学校給食用物資を買い受けた者

理由

義務教育諸学校における学校給食
の普及充実と学校給食費の軽減を図
るため、国が日本学校給食会に対し
義務教育諸学校の学校給食用物資の
供給に要する経費を補助することが
できることとするともに、当該物
資の義務教育諸学校の学校給食以外
の用途への使用を禁止する等の必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する
法律案

国立学校設置法の一部を改正す
る法律

国立学校設置法(昭和二十四年法
律第五十号)の一部を次のように
改正する。

第三條中「学校及びその国立大
学に包括される学校」を「及び学部」
に改め、同条の表中中学校教育法第九
十八條の規定による学校で上欄の国

立大学に包括されるものの欄を削り、埼玉大学の項を次のように改める。

埼玉大学	埼玉県	文理学部 教育学部 工学部
------	-----	---------------------

第三条に次の一項を加える。
2 文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行なうための組織として、教養部を置く。

第三条の二第一項中「東京医科歯科大学」を「東京医科歯科大学」に、「東京工業大学」を「東京工業大学」に改める。

工業大学
大学
を「東京工業大学」に改める。
「新潟大学」
富山大学

第四条の見出し中「研究施設」を「研究所」に改め、同条第一項の表中東北大学の項の次に次の一項を加える。

群馬大学	内分秘研究所	群馬県	内分秘に関する学理及びその応用の研究
------	--------	-----	--------------------

第四条第二項中「研究施設」を「研究所」に改め、同項の表中京都大学の項を次のように改める。

京都大学	基礎物理学研究所 数理解析研究所 原子炉実験所	京都府 大阪府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究 数理解析に関する総合研究 原子炉による実験及びこれに関連する研究
------	-------------------------------	------------	--

第五条の見出しを「学部附属の教育研究施設等」に改め、同条第一項中「学部」の下に「及び大学附属の研究施設」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(学科及び課程)

第六条の二 国立大学の学部に、文部省令で定めるところにより、学科又は課程を置く。

第七条を次のように改める。

(講座等)

第七条 国立大学の学部又は学科に講座又は科目を、国立大学の教養部に科目を、国立大学の大学

国立高等専門学校	位置
函館工業高等専門学校	北海道
旭川工業高等専門学校	北海道
八戸工業高等専門学校	青森県
宮城工業高等専門学校	宮城県

秋田工業高等専門学校	秋田県
鶴岡工業高等専門学校	山形県
平工業高等専門学校	福島県
群馬工業高等専門学校	群馬県
長岡工業高等専門学校	新潟県
富山工業高等専門学校	富山県
長野工業高等専門学校	長野県
岐阜工業高等専門学校	岐阜県
沼津工業高等専門学校	静岡県
豊田工業高等専門学校	愛知県
鈴鹿工業高等専門学校	三重県
明石工業高等専門学校	兵庫県
米子工業高等専門学校	鳥取県
松江工業高等専門学校	島根県
津山工業高等専門学校	岡山県
呉工業高等専門学校	広島県
宇部工業高等専門学校	山口県
阿南工業高等専門学校	徳島県
高松工業高等専門学校	香川県
新居浜工業高等専門学校	愛媛県
高知工業高等専門学校	高知県
有明工業高等専門学校	福岡県
佐世保工業高等専門学校	長崎県
大分工業高等専門学校	大分県
鹿児島工業高等専門学校	鹿児島県

第十條中「(附則第三項に規定する学校を含む。)」を削る。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の国立学校設置法第七条の二の表中秋田工業高等専門学校、富山工業高等専門学校、米子工業高等専門学校、松江工業高等専門学校及び呉工業高等専門学校に係る部分は、昭和三十九年三月三十一日までの間は、適用しない。

理由

埼玉大学に工学部を、東京芸術大学ほか三国立大学に大学院を、群馬大学及び京都大学に大学附属の研究施設をそれぞれ設置することとし、あわせて国立大学の内部組織に関する規定を整備するとともに、国立高等専門学校十七校を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○荒木國務大臣 今回政府から提出いたしました日本学校給食法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校給食は、昭和二十一年に開始されて以来、その普及に目ざましいものがあり、児童生徒の体位の向上はもとより、その教育上にも数々の成果を上げ、身心ともに健全な国民の育成に寄与しているのであります。

学校給食のこの意義にかんがみ、政府としてはかねてその普及奨励に努めてきたのでありますが、三十八年度においてはさらに一歩を進め、すべての義務教育諸学校においてミルク給食の

すみやかな実施をはかりたいと考え、低廉価額でミルク給食が実施できるよう必要な予算上の措置を講じたのであります。

この施策を実施いたしますため、ここに日本学校給食法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

すなわち、従来から同法により学校給食用脱脂粉乳を一括して取り扱っております日本学校給食会に対し、新たに国が脱脂粉乳の供給に要する経費を補助することができるとすることと

もに、日本学校給食会が義務教育諸学校に脱脂粉乳を供給する場合には、この補助に相応する金額を控除して、価格を算定するものとしたのであります。なお、この補助を受けた脱脂粉乳については、その用途外の使用を禁止することといたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十八年度における国立大学の学部、大学院及び付置研究所の新設並びに昭和三十八年度及び昭和三十九年度における国立高等専門学校の新設について規定するとともに、国立大学の内部組織に関する規定を整備しようとするものであります。

まず第一は、国立大学の学部の新設についてであります。科学技術者養

成計画の一環として理工系学生の増員を行なうため、埼玉大学に工学部を設置することとした。

第二は、国立大学の大学院の新設についてでありまして、これまで大学院を置かなかった大学のうち、学術振興の観点から特に重要な分野について充実した内容を有する学部を持つ大学に大学院を設置することとした。すなわち、東京芸術大学に美術研究科及び音楽研究科を、お茶の水女子大学に家政学研究科を、横浜国立大学に工学研究科を、富山大学に薬学研究科を、それぞれ設置しようとするものであります。

第三は、国立大学付置の研究所の新設についてでありまして、群馬大学に内分泌研究所を、京都大学に大学関係者の共同利用に供する研究所として、数理解析研究所及び原子炉実験所を、それぞれ設置することとした。また、内分泌研究所は、内分泌に関する学理及びその応用の研究を目的とするものであり、数理解析研究所は、数理解析に関する総合研究を、原子炉実験所は、原子炉による実験及びこれに関連する研究を、それぞれその目的とするものであります。

第四は、国立大学の内部組織に関する規定の整備についてでありまして、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行なうための組織としてこれまで実際に運営されてきたもののうち、体制の整ったものを教養部として制度上認めるとともに、学部には置かれる学科または課程、大学付置の研究所に置かれる研究部門等を法令上明確に定めることとしたのであります。

なお、このたび東京商船大学に包括される海務学院を廃止することによって、国立の学校に包括される旧制の学校はすべて廃止されることになりましたので、これに関する規定を削除することとした。

第五は、国立高等専門学校の新設についてでありまして、前年度に引き続き、このたびは、八戸、宮城、秋田、鶴岡、富山、長野、岐阜、豊田、米子、松江、津山、呉、阿南、高知、有明、大分及び鹿児島計十七校の国立工業高等専門学校を設置し、科学技術教育振興の一環として、中堅技術者の育成をさらに強化しようとするものであります。

なお、これらの十七校のうち、秋田、富山、米子、松江及び呉の計五校の国立工業高等専門学校については、予算その他の都合により昭和三十八年度中に準備を行ない、昭和三十九年度から開設することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○床次委員長 両案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○床次委員長 次に、文教行政に関する調査を進めます。

そこで高等学校生徒の急増対策の問題につきましては、その後いろいろと各地の募集定員が県の教育委員会によって確定をいたしまして、それに基つて実施計画が全国的に把握をされて、三十八年度の募集定員調査が文部省の方でなされておるようでございまして、公立で百七十八百十三名、私立で四十八万一千八百八十二名、合算をしまして百五十五万二千四百九十五名という数字が、手元に資料として提出をされました。この三十八年度の四月に入学をする募集定員の内容は、進学希望率に対して、どの程度かたえておるかという点をお伺いしたいのであります。

それは六・一・八％ということになります。三十八年度の入学率を押えて、三十九年度は六三・五％でありまして、四十年度は六五・五％、こういう新しい計画が文部省、政府において閣議決定を見ておりますが、その六・一・八％というのを、大臣がよく話される入学率、合格率といいますが、九六％という数字を押えて参りますと、全国の高等学校の進学希望率というものは六四・四％という数字になるわけでありまして、その六四・四％の数字に現在なっているのかどうか。それを押えた場合に、進学率は六・一・八％という数字で押えることが可能であるのかどうかという点が、ここに出来た全

国の各地における募集定員の数からどういふところにその募集定員の間に数字が合致しているのかという点について説明を承りたいと思ふわけでは。

○杉江政府委員 改定計画によりまして、昭和三十八年度の入学予定数を百五十五万と見ております。ここで募

集定員の合計が百五十四万一千となつておりますから、ほとんど同じだといふことが言えるわけでございます。従つて率も予定した率とほとんど近いところを以ておる、こういうことになるわけでございます。

○村山委員 今いただいた数字は百五十五万二千四百九十五というふうに数字が訂正されておるのですが、それはよろしい。わずかの数字の誤差はいいと思うのです。

それでは入学希望率というものを六四・四％というふうにあなた方は踏んでおいてなるわけですね。そうではないとすれば六・一・八％、百五十五万の生徒を収容するといふ計画との間には、大臣が本会議を通じて、九六％は従来の実績であるからその線については確保するんだ、こういうことでございまして、その点からいへば入学希望率と進学率との関係はどういうふうな把握をしておられるかということをお尋ねしていただくわけでは。

○杉江政府委員 これは年度当初に入学希望の状況を全国的に調査したわけでございます。その数字を基礎にして計算いたしますと、九五ないし九六％進学できる、こういう数字が出て参るのでございます。今御指摘の九四という数字はどういうふうにして計算しておられるのか、ちよつとその点をお伺いしたいと思います。

○村山委員 私は九六と言っているのです。その九六という数字は、大臣が本会議で九六％は収容できることは変わりございませぬという答弁をされておるのです。その入学希望者を把握した場合には、これだけの募集定員があるわけでは、その募集定員との間に

ける比率を私は言うておるわけでは。その数字がありますか。

○杉江政府委員 ちよつとその計算を申し上げますと、こういうことになるわけでございます。

三十七年度の当初の全日制進学希望者は百五十八万ありました。これは調査の結果でございます。これは希望者で、年度末に今までの例を見ましてある程度減少する率がございまして、また同時に新しくふえる率も今までの経験に徴して出て参っております。そういう具体的な率がたいていまでの例によつて確かめられるわけで、その率を用いて計算いたします。そういたしますと、差し引き進学希望者は百五十六万という推定が出て参るのであります。その上定時制の進学希望者が六万あると推定いたします。そういたしますと、合計の進学希望者として推定されるものは百六十二万になるのであります。ところで、三十八年度の入学見込みは、計画数の上において百五十五万と踏んでおりますから、この進学希望者と入学見込みの数字の比率、すなわち百六十二万と百五十五万の比率をとりますと、これは九五・七％になるわけでございます。そういうふうな推計の上から大よそ九六％は進学可能でございます。もちろんこれらに見込みでございますから、いろいろの変化は考えられますけれども、大よそ従来の例に徴してこのような推定はほぼ確実であらう、かように考えておる次第でございます。

○村山委員 最近私立の高等学校の入学試験が始まりました。この入学金あるいは授業料、後援会費、こういうような

三

問題につきまして、従来から非常に問題が指摘をされておったわけでありまして、最近には特に人件費等が上がつたという理由のもとに、入学金が非常に大きな形で出されている。私たちの同僚の議員の中にも、今度私立の高等学校を受けさせると十万円ほど必要になる。それが公立を通った場合には私立には行かない。公立に通るような子供はまた私立にも受かる率が大きいわけですから、そういう点で、私立には入学金の関係で家庭的にどうしても受けられない、だから公立の方を受けさせなければならぬということになる、一回の試験でその当落を決定しなければならぬ、こういう事態が派生するわけですから、そういう点で、公立が割合に多い地区は、そういうような公立に入学したいという希望がかなえられないわけですから、割合からいって私立が非常に多くて、そして私立と公立とをきまぜてみたら中学入生は東京あたりは一人も出ないだろう、こういう見方がされている。そこで私立の高等学校の入学金なり授業料を規制していくと同時に、それに対するところの公立とのつり合いをとった一つの教育政策というものが日本の高等学校教育の中では出てこなければ、今のような形ではいけません、高等学校の段階で十万円、それから新聞の伝えるところでは私立大学の場合には当初の経費が七十五万円とか五十万円、こういう形になって、もう金のない普通の労働者、サラリーマンという階層は私立学校には入学させることはできない、こういう事態が派生しつつあると思うのです。そういう点で、全体計画が百三十三万という計画で六一・八%

から出発する高等学校の急増計画というものが、私立と公立との割合を考えたときに九十万と四十三万という比率になっているようにございまして、これを是正するか、あるいは私立の方の入学金や授業料を何とかして上げられないように別な政策を立てるか、どうかという希望がかなえられない、国民の声にこたえられないという結果が出てくるんじゃないか、こういうような情勢に現実は進んでいると思うのですが、それに対するところの方を何かお考えになっているかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○荒木国務大臣 今の制度を申ししますか、国公立のあり方に立脚して申せば、今御指摘になりましたような結果が現われるのはやむを得ないといわざるを得ないかと思ひます。ただしそのままで放置してよろしいとはむしろ思ひません。今村山さんの言われた御意見の中の、私学の入学金や授業料を引き下げる方法はないか、そのことが考えられるべき具体的な課題だと受け取るのであります。そういうことで、一般的に申せば、国公立を通じて育英、奨学の道を幅広く拡大していく努力をしますと同時に、私学の持つ公共性を念頭に置いて、私学の学校教育に必要な諸条件の整備にどうせ金が必要ですから、できるだけその資金を長期低利のものと何とか提供する努力をしたいというのが従来の考え方であつたことは御承知の通りであります。幸いにして二十億円の財政投融资の道が開かれましたので、むしろ二十億くら

いでは二階から目録式なことであらうとは思ひますけれども、これを年々積み上げていきまして、極力低利長期の資金を提供するというやり方をあわせに行なつて、入学金その他が上がらないように、できれば下げ得るような努力をするということが、一番具体的な、かつまた効果的な考え方ではなからうかというふうにたいだいまのところ考えておるわけでありまして。

○村山委員 大臣の基本的な考え方というものはわからないでもないのですが、現実には大臣の考えている方向とは違つて、現に東京都のごときは、私立の高等学校の急増に要する経費については公立とほとんど変わりのないほど、施設についても、設備費にまでも助成をしておる。その助成をした金額も相当な金額に上つていて聞いておられます。大体二十億くらいの金が使われているということさえ聞いておる。にもかかわらず、それだけ助成をしてもなお入学金が上がり、授業料が上がつていくという現象が出てくる。これに対しては、もうけ主義的な通信教育については、設備基準の規制を加えて、文部省の方で四月からですが、規制をしていくというお考えがあるやに聞いています。ところが私立のこの授業料の値上がり、入学金の値上りについては、東京のような助成策を講じてもおかつかう上がらざるを得ないというところであるならば、一体どういうような方法があるのかという点をやはり明確にしてもらなければ、国民の進学の希望というものが実現をしないという結果になりますので、その対策をお尋ねをしておるわけです。それともう一つは、私立の学校に合

格をした、公立の試験にも通つた、しかしながら私立の入学金はその前に納めておかなければ、現実的にはそのような公立の方に受かるか受からないかわからないときに、合格発表を私立の方でいたしますので、公立の方に入る可能性のある人はもう納める必要はありませんが、その見込みがはっきり立たないようなときには、どうしても入る必要もないのに入学金を納めなければならぬ、こういうようなしきたりが現実において行なわれてきた。これは長い慣習として成立してきたというところで、違法ではないという解釈もありまして、今日の段階においては、この金額が非常に大きくなつておる。その場合に、入学金、設備資金というものを納めておかなければ、私立に入る権利を喪失する。こういうような格好の中で、これが収入として私立学校に納められるということになる、道義的に見て、これがはたして正しいかどうか、もうけ主義ではないか。この問題についてはやはり一つの見解をはっきりと出して、文部大臣が行政指導をされる必要があるのではないかと。現に裁判を行なうということ、訴訟まで行なわれるような情勢に発展をしておるようではありますが、その対策についてはどういうふうにお考えになつておるかをお尋ねいたします。

○荒木国務大臣 今御指摘の具体問題、カレントトピックとしての問題につきましては、今直ちにこうするといふ考えはございせん。ございせんけれども、これまた放置してよろしいという考えもあわせ持つておるわけではないわけでございます。これは実際

問題としてはなかなか微妙な課題だと思ふのでありまして、私学に対して文部省の立場から一種の規制的なことをやるべきかどうか、それ自体も検討を要する問題かと思ひます。さりとて見物人の立場におるべきではむしろないのでございまして、もっと問題それ自体を著実に把握いたしまして、あらためて考えたい、かように思ふのであります。

○村山委員 その問題につきましては、その具体的な対策をどういうふうな今後において立てるかということ、また後ほどでつけようございまして、それから、明らかにしていただきたいと思ひます。

次に新聞にも出ておりますが、通産省の技術者養成計画の需給の実情を文部省は無視している。粗雑な文部省の調査、これは当然でならないと数字をあげて通産省が指摘をしている。この内容を調べてみますと、五十人以上の規模の段階における調査を進めたそうでございますが、現在の高等学校の課程のあり方から普通高校を縮小して産業高校に転換をしていくのだ、これが文部省の今年度の予算の中でも明らかにされている点であります。ところがその結果、昭和四十五年にはどういふ結果になるかというのを通産省の方で調べた結果は、商業科が二十二万人余り、普通科は百九万人足らない、工業科は五十六万人足らない、こういう具体的な数字が指摘をされておるようであります。とするならば、この高等学校の教育課程の問題をめぐつて、学科ごとに今後どういふふうな方向を目標していくのかということ、やはり今後の一つの教育計画として練り直され

なければならぬ段階がきているのではないか。なおこのままの数字でいきま
すと、これは三十七年度の六三・三
という公立、国立、私立の高等学校の
進学率を基礎にして算出をしておるわ
けでございますが、そのような計画か
ら進んで参ったとき、今度の文部省
の六一・八%から出発をいたします急
増対策の計画との間における、高等学
校の将来の卒業生がどのような構成を
示していかうかという事を明らかにし
ていかなければならぬのではない
か。そうしますと、現在のこれらの方
向でいくならば、普通科が百九万人足
らなくなる、工業科が五十六万人足
らない、このような指摘が通産省の
方から文部省に今度はなされた。前
に科学技術庁の方から科学技術者の養
成計画をめぐって報告が当時文部省に
なされたことがございます。今度は通
産省の方からそういうのがなされたや
に新聞は報道している。これはそうい
うふうに複雑な文部省の調査だとい
うことで指摘をされたわけですか、ど
うですか。

○天城政府委員 今のはおそらく教育
新聞の記事をおっしゃったのだらうと
思いますが、中をお読みいただければ、
表題と中身は違っております。私たち
もその記事、特に見出しが非常にきつ
いものですから、検討いたしましたけ
れども、中身はそういうことは必ずし
も言っておらない。そのことは、私た
ちとしてここで御答弁申し上げる筋で
はございませんが、その記事の書き方
については、新聞社に私の方から大げ
さに申せば責任を追及している段階で
ございます。
なお、その中身になっております

のは、三十三年の調査を言っているの
だと思っておりますが、御存じの
通産省で産業構造会議を持っておられ
まして、そこで将来の産業構造のあり
方の分析をされております。これは主
として工業でございまして、第一次、
第三次産業をやっておらないようでご
ざいます。むしろ通産省は三十三年
の私たちの調査を唯一の手がかりに基
礎はやっておられるのでありまして、
それと現在の見通しがいろいろ狂って
いるということとは、時期がすでに五
年たつておりますので、諸般の情勢が
違つておることは通産省でも十分了解
しておるようでございます。従つて、
ざさんであるということは過去の資料
から見れば現在の情勢が違つており、
問題の取り上げ方だらうと思つてお
ります。私たちといたしまして、倍増計
画を経済企画庁が立てますときに、ま
た通産省が今御研究になつておる場
合にも、職場における学歴の構成調査
といふのは三十三年にやりました文部
省の調査しかございせんので、一応
それを手がかりに皆さんやつておられ
るわけでございますけれども、今申し
たように、その後社会は非常に激しく
動いておりますし、事情も変わつてお
りますので、本年私たちが予算も新しく
要求いたしました直近の調査を実施し
たい、その上にいろいろ将来の推
計をいたしたい、こう考えておりま
す。

○村山委員 内容はそうでないとお
っしゃいますけれども、内容を見てみる
と、明らかに高等学校の卒業生の需要
動向というものが見えて、それによ
るところの将来の需給関係のアンバラ
ンスを指摘していることは事実なんで

す。やはりこの問題は、今度は五十人
以下の小規模の企業がどういふよう
な需要を考へていふのかといふことは
数字の基礎に入つておられませんか。
もちろん、それを入れますと、高等学
校を卒業いたしましたその後中等教育
を受けた将来の青少年といふものが、
まだまだこの高等学校急増計画よりも
上回つた数字で社会的には要請をされ
ているといふ現実が必ず出てくるとい
うことを私は言いたいわけですか。と
するならば、先ほど入学率あるいは進
率の押え方につきましては一応の説明
をいたしましたが、昭和三十三年度
の進学希望率といふのを各地でも集
めております。たとえば鹿児島県
うなところにおきまして、三十七年
度は五二%の進学希望率であつた。と
ころが三十八年度は五九%の進学希望
率を持つてゐる。七%一年間に上昇を
している。それに対して収容計画を立て
てみたけれども、なお千八百名の中学
浪人が出るであらうといふ予想が成り
立つてゐるわけですか。なおそのほか
各地の状況を調べてみますと、たと
えば宮城県におきましては、八十八学
級の学級増をはかつたけれども八千四
百名の中学浪人が出るを得ない、こ
ういふような数字が現実において各地
において出ております。そのようなこ
ろから出されていきますと、いわゆる年
度当初におけるところの進学希望者の
押え方とその後におけるところの実態
との間にずれが出てきているのではな
いか。やはり高等学校程度の教育を受
けた者でなければ新しい社会に生きて
いけないといふ現実、またいふん産
業方面からのそのような需要の関係、
いろいろな要素が入つてゐるだらうと思

うのでありますが、そうなるに参りま
すと、当初計画で定めた当初の募集
向といふその志願者の動きと、この二
月の段階におきまして状況との間には相
当な狂いが生じてゐるのではないかと
いふ懸念を持つてゐるわけですか。そ
こで九六%の入学率をあくまでも堅持
していくといふのが大臣の考え方であ
りますから、各地におきましてこの
その希望率が非常に高まつてきて、現
実に募集定員の調査によりまして百五
五万ではとても応じ切れない、こ
ういふ事態が出てくる可能性といふもの
はないかどうか。先ほどはないといふ説
明でございましたが、ございません
か。その点をもう一回はっきりと念を
押しておきたい。

○杉江政府委員 過去の入学希望率、
その後の変化の状況から見ての計算で
は、先ほど申し上げた通りのことにな
るわけでありまして、そういう推定は
現在のところの推定としては妥当性を
持つと思ひますけれども、ただ御指摘
のように高校急増になりまして生徒数
がふえたのにかかわらず、なお一そ
う高校志願者も増加の傾向にある、こ
ういふことはやはり重要に思ひます。そ
の点で従来の例によりまして積算にお
いてやや窮屈であらうか、このような観
測もいたしております。しかし著しく
離れることはないのではないかと、か
よつて考へておりますが、なおこの点に
ついてはやはり調査いたしてみたいと
考へております。

○村山委員 私たちの方でも資料を収
集いたしましたところ、実際各地にお
いてどのような状態が生まれるだらう
かといふことを、全国的に見通しを立
てて、その上に立つて文部省の六一・

八%という計画が現実にならぬもの
であるならば、当然これは大臣がこ
の前の国会でも言われてゐる通りに、
修正を願ふなければならぬ事態が出
てくると思ひます。そういうような
事態がどうも出さうな気がするもので
すから、先ほどから念を押して、こ
れで大丈夫ですかといふことを言つて
ゐるわけですか。

○杉江政府委員 その点正確な数字を
把握しておらないものと承知いたして
おります。
○村山委員 そういうような事態が生
まれつつある。そういうような状況は
どういふふうになつてゐるかといふこ
とを、社会問題として、教育問題とし
て調べられたことがありませんか。
○杉江政府委員 数字につきましては正
確なところの調査はいたしておりませ
ん。ただ入学志願につきましてそのよ
うな事例が年々目につくようになつて
来ます。そういうふうなことを考へま
して進学指導等においてはこれを強化
するように、各種の研修会その他にお
いて指導はいたしております。
○床次委員長 山中委員から関連質問
の申し出があります。これを許しま
す。山中君。
○山中(香)委員 一言だけですが、九
六%入学をしてゐるといふことは荒木

大臣が公の席上で何回か言われているのです。それは実際には合っていないと思うのですが、どういふところから事務当局が進言されたか知らないけれども、受験者の数のうち九六%がどっかの学校に入っている、こういう意味ですか。

○杉江政府委員 先ほど御説明申し上げたところでございますが、文部省としましては年度当初に高校進学希望者を調べております。そしてその数字から現実の年度末にどのような変化を示すかも、過去の例から減少率、増加率その両方について一応の数字を持っております。詳しく申し上げますと、年度当初進学希望する者の中で、その進学希望をやめる者が大体三%ございまして、それから新たに進学を希望する者が約二%ございまして、こういうふうな過去の例から計算いたしました三十八年度の進学希望者は合計百五十六万になるものと推定いたしましたわけでございまして、そのほかに定時制の進学希望者がやはり一定数ある。それを六万と考へて、その合計で進学希望者を百六十二万と考へております。それが現実には募集定員の合計が百五十五万になっておりますから、九五・七%だ、こういう推定をいたしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 それが数字の魔術でして、とんでもないことです。たとえば具体的に岩手なら岩手というところをとると、いなかの高等学校の定員募集が、百五十名なら百五十名、百名なら百名とありますね。ところがいなかですら、そこに入る者は、受験をして実際に入る場合は定員より少ない。百名募集のところでは八十名のところがある。それから定時制の場合に付いては、文部省の報告について、百名以上にならないと閉鎖を命ぜられるとか、三百名以下ならやめさせるといふような法案を出したりするものですか、定員はちゃんと出しているけれども実際は入っていない。それから全国的に計算をした場合には、鹿児島が定員より少ない欠員のままでおつても、岩手の子供をそこに入れるわけにいかぬでしょう。そういうところに入学させるわけにいかぬ。全国の募集した定員は百五十六万だ、実際はこれだけ入っているというふうなところの中に数字の魔術があります。

それから希望者という数字は、希望者というよりむしろ行為的に実際に受けた者、受験者ということを考えて私は言っているのですが、それを国会の本会議だとか予算委員会、文部省は九六%入れていると云つておられますが、国民を迷わすのです。とんでもないことだ。全国の進学希望者が百六十二万人ある。それは全国的な数字の百五十何万ある。それは全国的な数字の問題としてはできるものであつて、何か競争の多い学校と定員に満たない学校もあるわけですからね。その全体の数字を持ってきたら私はいけないと思うのです。それで高校急増対策に移行しているような措置をしているとか、大体の希望を入れてそれは入れておきますとか、そういうことを私は言うべきものじゃないかと思う。私の言うことはどこか間違ひがあるかもしれませんが、これはやはり文部省としましては、毎年この点調査いたしておりますが、公私立合わせますとやはり

九六%程度には毎年なつておるわけでございます。ただ実際問題として、これは県によつて差があります。だからこれは全国平均の数字でありますから、その点においてたとえば鹿児島とか宮崎とかそういうところの具体的な県について見ますと、必ずしもこの通りいっていないと思ひますけれども、大観してこの程度の者が入つていふというところは、少なくとも過去においては言えることと云つておつた。

今度の推定でございますが、先ほど申し上げたようなことで、この高校急増期にかゝつて進学希望者がふえるというふうな状況も一部あるようにございまして、そのようなことが現実にはどのような結果をもたらすかは今後の調査に待たなければならぬと思ひますけれども、従来の状況がさうであり、またその線に即してそれを落さないといふことで計画を立てておる。そして現実にはこちらの計画とほぼマッチした数字が出ておるということもまた事実だと考へております。

○山中(吾)委員 もう一度あとで研究してもらつたらいいと思ひます。国会で文部大臣が希望者の九六%入れていると云つても、具体的に国民はみなうそを言つておると思つていけません。事実合わない。全日制の高等学校の場合、受けて落第をして、次にもう一回受けるというときに、夜間に腰かけとして戸籍だけ入れている、籍だけ入れておるという者が非常に多い。これは入つておるのではないのです。それから農村地域の希望者、貧乏な子供は下宿をして大きい都市の学校には行けないから、そこで学校を建ててやる。百五十名定員で建てても、実際は

百名しか入っていない。従つて全国数字の総計で九六%あるといふことは、これはうそです。だからこの速記録を見たりしておる父兄から言へば、総理大臣、文部大臣はうそを言つておるの實感を持つて聞かない。こういう問題はもう少し現実に言つてもらわなければいけません。そういうことから言へば、責任回避といふことになるから、もう少し具体的に実際の調査をされて、そして高校対策を立てていかなるべきだ。高校対策を立てない理由にそういう数字の魔術を使うことはよろしくないと思ふのです。これは関連ですからあとで次のときに聞きます。

それから入学の關係で自殺をしたり家を出したりいろいろな問題があるの、これは教育政策の最も基本的問題、子供が入学できないので親が自殺をしたといふことが新聞にまで出てきている。こういう問題についてはもっと総合的にやはり文部省から御意見を承りたい。これは次の機会にもう少し準備をしてからお聞きしたいと思ふので、今のような、簡単に進学指導といふような答弁では質問は終わりにならないと思ふので、もう少し深めていたいただきたいと思ひます。

○村山委員 新しい改定計画を立てて六十八億二億の事業量が決定した。この事業量の内容から見て、この前、国会でも論議されました働きながら学ぶいわゆる定時制高校の教育施設設備、これは当初の文部省の急増対策の計画の中には全然なかったわけですね。都道府県の知事会議の方では定時制の高校増設という問題が出ておつたことは御承知の通りであります。

す。この点について、定時制の働きのから学ぶところの青少年の高等学校の教育施設設備といふものを、この際やはり拡張をすべきではないかといふことを申しておつたのでありますが、それは今度の改定計画の中に入れたものかどうか、その点だけを尋ねては、高等学校急増の問題につきましまして、また具体的な資料を用意いたしましたから追及をして参りたいと思ひます。

○杉江政府委員 定時制の方も考へております。ただ改定計画においては定時制の方の増があまり見られませんが、その方は改定計画の上ではあまり現われておりません。ただ現実にはやはり全日制志願者の収容力をふやすことに、やはり計画としても重点を置いておるわけでございます。

○村山委員 そうしたら、六百八十二億の中では、計画の数字としては出ていないわけですね。

○杉江政府委員 入っております。

○村山委員 幾ら入っておりますか。

○杉江政府委員 今度改定計画の増の分には入っておりますが、基礎数字としては二万人の定時制の収容といふことで、この全体計画の中に、それに必要な施設を整備する計画が入っております。

○村山委員 二万人の分は、今までの分について、その施設、設備の改善計画が示されているのであつて、増員分については、文部省の当初計画にはなかった。私たちはさういふふうに把握をしておる。そして都道府県の知事会議の方は、六億という金額がたしか明示されておる。ところが文部省の計画

は、さういふ金額がたしか明示されておる。ところが文部省の計画

は、さういふ金額がたしか明示されておる。ところが文部省の計画

の中には、全日制の高等学校の急増計画が出されている、定時制の分については考えられていなかったというふうな、当初計画の中では承っておるのですが、それは違いますか。

○杉江政府委員 一応その計画としてはそういうものを入れておりますけれども、ただ現実には既設の設備で大部分間に合うという現実がありますので、その数字が具体的に響いてくるのはきわめてわずかでございます。

○村山委員 どうもわけのわからない説明をされておりますが、それはそれでいいでしょう。

行政指導はどうされましたか。というの、定時制の募集時期が、大阪やあるいは東京、名古屋方面に、中学を卒業して、家庭の事情等によってどうしても就職をしなければならぬ子供たちが高等学校に進学を希望したときには、すでに定時制の入学試験は終わっておった、一年間待たなければならぬという事態がある。それに對しては、そういうような進学に燃える青少年に對する方法を行政的に指導をしてもいいというのを、この前の委員会でも申し上げて、それに対しては、同感であるという説明が、初中局長から当時ございました。その後そういうような行政指導をされたかどうか、その点だけ伺いたい。担当が違うのでわかりにくいかもしれないけれども、わがわがの官房長の方からでもお答えをお願いします。——この次でけっこうです。

次は、学校給食の問題について、大まかな問題だけお尋ねをいたしておきます。この学校給食の政策論、たなぼた式に四十億の金が要求もしないのに

落ちてきた。賀屋様、賀屋様だということで、非常にうれしさの余り悲鳴を上げて、計数整理にでんでこ舞いだという話を聞くのでありますが、粉ミルクを全国の小中学校の子供たちに飲ませる。それは趣旨はよくわかるのです。しかし政策論として、どういうようなところにその学校給食を位置づけているのかというのを私は承りたいのです。というのは、脱脂粉乳、粉ミルクというのは日本で作るといふことは、アメリカの余剰農産物、アメリカの経済を助けるための一つの方法であるわけですね。この脱脂粉乳を購入して、それを配給するという政策は、日本のいわゆる食糧政策、特に乳価、酪農政策という問題と、どのような関連において結びつけておられるのか、その政策的な発展の将来の方向性というものはどういうふうになっているのかというのを、まず第一に、これは政策論ですので、大臣からお答えを願わなければ、局長ではちょっとお困りになるだろうと思いますが、大臣が来られるまでの間、局長から説明をいただきたいと思ひます。

○前田(充)政府委員 大臣の代理ということで申し上げるわけでございますが、位置づけという問題でございますが、私も学校給食が国内の産業と全然相反しているというものは一つも考へておりません。将来におきましては、日本の農業政策と申しますか、食糧政策と申しますか、そういう問題とマッチしながら学校給食をやっていくという考え方は基本的には持っております。ただ、現状におきまして粉ミルクをたなぼたでもらったというお話でございますが、たなぼたというのかど

うか、私はその点については必ずしもそう思いませんが、ともかく全義務教育学校にやるといふことは、青少年の体位向上という立場から考えましたときには、安くて栄養のあるものをやるというの、学校給食のまた一方の基本的な考え方でございます。そういうことになりまして、粉ミルクが非常にいいというの、これは言えるのじゃないかと思うのです。そういういたしました場合に、こし考えられます粉ミルクの量は八万五千トンでございます。平年度にいたしますと、おおよそ十萬トンと言つてもいいんじゃないかと思うのでございまして、現在日本にそれだけの生産がないのでございまして。従つて、アメリカからの購入をやっているわけ

ながらやっておりますので、さしあたってはやむを得ずアメリカのミルクを買わざるを得ない、そういうふうに私も考へております。

○村山委員 この脱脂粉乳の栄養価値といふことは、これは専門ですから、局長よくお調べになつていらつしやると思つておるのだが、あふらが分がともかく足りないの、あふらをまぜて使うようにという指示をしておられるようですね。そのあふらをまぜる機械は八万円ぐらいするそうですが、そういういわゆる設備費ですか、これは当然今度の補助対象として考えられているわけですか。こういうような学校給食は、今まで御承知のように施設費が実質は四分の一補助、その程度しか補助金としての効力を發揮していなかったわけですが、この粉ミルクを飲ませるということになると、そういうような機械が要る。その機械については、設備費は国庫補助金で考えられておるわけですか。その点もお尋ねしてみたい。

○前田(充)政府委員 ミルクの設備の補助金でございますが、これは一応八万七千六百円を一枚に対して充てまして、その二分之一を補助しております。その一番大きいものは攪拌機でございます。従つて、かりにバターを入れるとか、あるいはマーガリンを入れるとしますと、それをその攪拌機の中へ入れてまぜるわけでございます。

○村山委員 ビタミンのGが足りないのはどうですか。

○前田(充)政府委員 専門的なことは私もよくわかりませんが、なま牛乳にもビタミンGというのはいないように思ひますが……。

○村山委員 その問題はあとでまた研究してみたいと思ひます。

私は大臣にお尋ねしておきますが、先ほど粉ミルクのこれを全部の子供たちに飲ませるといふその趣旨はよくわかるけれども、学校給食のいわゆる政策論といふことは、方法論といふのですか、その点から見ていわゆる日本の酪農政策との関連におけるその問題は、どういふふうな今後の方向づけをお考えになつておられるのか。やはりこれは大臣でないか答えられないような大きな問題ですので、この点について大臣の今後の向こうべき方向というものを明らかにしていただきたいというのが第一点であります。

それで学校給食の目的というものは、もちろん直接的には児童生徒の体位の向上にあり、あるいは食生活の改善といふことも、そのしつてといふような面も教育的にはなつておることは、いふまでもないでしょうが、この学校給食を始めたほんとうのねらいは一体どこにあるのか。これは日本人の食生活の構造的な改善をやるのだという考え方なのか。そして将来、日本のこのいふような食生活というの、その一つに慣習になつて参りますので、それによつて日本の農業政策といふものにどういふ影響をもたらそうと考へておられるのか。そういうような問題は、どういふふうにお考えになつておられるのか。

さらにまた学校給食制度調査会の答申の中に出ておりますように、米の使用という問題が出ております。これらの問題をめぐつていわゆる米の過剰生産の調整的な役割といふものを学校給食でやろうとしているのか。現在生乳に對するところの国庫の補助がござい

まして、それによって安い金で子供たちになま牛乳を飲まして、そういうような酪農政策の一つとして、学校給食にならされていく一つの仕事があるようにあります。そういうような面との関連性がどういふふう把握されておるかという点を、これは大臣からお答えを願いたいと思います。

○荒木国務大臣 三つのお尋ねでございますが、全部に共通しまして結論的なことを先に申し上げれば、緻密な計画に基づいて、日本の農業政策上から出てきました今後の日本農業の酪農化というものと有機的に結びついた課題としてスタートし、もしくは進行中であるとは申し上げかねると思います。これは農林大臣からお答えせねばならないことであって、責任をもって申し上げ得ないかとを脱がざるを得ない課題と心得ます。必要ならば、他の機会に所管大臣からお答え申し上げることにいたします、お許しをいただきます。

そこで一体給食はいかなる目的をもって始めたかというお尋ねの点でございますが、これはすでに村山さんも御承知の通り、戦後食事情が非常に悪かった。発育盛りの子供たちに必要なカロリーがやれない。并当に期待しておったのではどうにもならないという現実を直視して、たまたま放出物資等がございまして、アメリカが占領政策上の見地からもあったのでございましょうが、学校給食というのを始める機会が訪れた。ですから、食糧事情が非常に困難だからそれに応ずる応急措置としてたまたま始まったことだ、こう申し上げ得ると思います。ところがだ

んだん実施して参りますと、児童生徒の体位向上の上を目立って効果があるということが立証されたということから、何月何日からそう考えたということとでなしに、これは一番統括していくべき値打があるぞというところに転化したしまして、今日では児童生徒の体位向上、必要カロリーを摂取させるという合理性を追求しながら継続していくという課題に移り変わった。そういうことで今文部省としてもとらえまして、前向きにこれを重視していく値打があるという受け取り方のもとに年々努力を積み重ねておる、こういうふうに御理解いただくのが実情に即した率直な感想であろうと思うのであります。そこで学校給食のあり方として、

農業政策との関連がむしろ必然性を持ってきますけれども、一応考えております考え方は、粉ミルクを添えて飲ませるよりも、できることならばなま牛乳の方が児童生徒は好む傾向にあると教えられる。できればそうしたいとむしろ思いますけれども、現実には国内産が足りざるを得ません。なま牛乳は分量が足りない。また値段の点におきまして、現状通りでいきますならば、農業政策上のある程度の補助金が出ましても、父兄負担が増大せざるを得ない。しかも安定性を欠いておる。供給面においての安定性が期待できない。それはとりもなおさず農業政策と学校給食とが有機的に結びついていない結果であろうと思ひますけれども、そういう不安定な状態において、分量も価格も維持し得ない条件にあるとするならば、これは実際問題として制度化するわけには参らない。たまたま季節的に地域的に今申したような求

めに応じ得るところを禁止する必要はございませんから、実際上やっておる。そのことは悪いことではないとむしろ思ひます。そこで一般的にミルク給食をやるとしますれば、粉ミルクに依存せざるを得ない。その粉ミルクとありますれば、これはまた聞くところによりますれば、国内の粉ミルクの全生産量をもつていたしましても、小中学全児童にこれを与えたとすれば、二日分が三日分しかないというように分量には絶対的な不足を来す。また価格の面でもキロ当たり、二、三百円格差があると聞かされております。アメリカの余剰物資が何か知りませんけれども、質は国内産と同じだと考えられま

すので、この輸入脱脂粉ミルクに依存いたしまして、先ほど来申し上げた意味においてよきことですから、小中学校全員に一つ実施したい、そういうことで三十八年度予算に四十億円を盛り込んだような次第でございます。従いまして、三つのお尋ねの全体を通じて食糧政策上、日本の農業政策上の見地からどういふ関係に立つかにつきましては、合理的なお答えは今日の段階においてはできない。ただし御指摘の学校給食制度調査会の答申が、米の飯でやれるところはやるように考えたらどうかという意見も添えて答申をいただいておりますのであります、そういうことができればそれはそれと一緒になる、推進する。同時にまた粉ミルクなりあるいは粉食なりということとやり続けてきたものは推進していくという実際上の必要に立つて今日の段階にたどりついておる。今後に向かいましては、もちろん国内の酪農政策の見通しあるいは食生活それ自体が農業

政策に影響をもたらす点を考えての米麦の生産をどう考えていくのかということ、できることならば有機的な関連を持ててそこでやっていくということを目指したいと思ひます。ただし先ほど申し上げましたように、責任を持ってお答えし得ない部分を含んでおりますから、御了承いただきたいと思います。

○村山委員 学校給食の問題につきましては別に法律も出ておりますので、この際ごまかな問題をお尋ねをしておきまして、ただいまは大臣から政策論をお聞きしたわけでありまして、これはやはり農林大臣も来ていたが、それは大臣に對して学校給食と今後の酪農政策との関連づけを、国会の決議もございましたので聞いた。ただ参りたいと思ひますが、これは他日に譲りたいと思ひます。きょうは、私の質問はこれで終わります。

○床次委員長 小林信一君。○小林(信)委員 大臣がまた予算委員会の方に呼ばれるということでございますので、その呼ばれるまで主として教科書の無償問題でお尋ねしたいと思ひます。

この無償問題は、政府もだいぶ張り切つて前々国会に提案をされ、その後仕事も進んでおるようでございまして、答申も出たようでございまして、この際どういふような計画で進められるのか、それをまずお聞きしたいと思ひます。あのときにもやはり問題にしました、なるべく早い時期に中小一斉にしてみたいというふうな一般の希望がありますが、これはどういふふうに進められるのか。それからこれ

の費用の支弁でございまして、新聞等では、国が購入して市町村に渡して、それから校長がこれを児童に渡すというふうなことが見えておりますが、どういふ方法でするのか、この際大臣からはっきりお聞きしたいと思ひます。その場合に貸与であるか給付であるか、それからその費用を、あの当時も非常に問題が多かつたわけでござい

ますが、国が全部負担をするのか、あるいは地方にも一部負担をさせるのか、こういう点につきまして、いずれの法案が出ると思ひますが、今の大臣のお答えをお聞きしたいと思います。

○荒木国務大臣 なるべく早く義務教育諸学校全部に行き渡るように無償給付いたしたい、かように考えております。ただ実際問題としますと、御案内の通り、三十八年度に入学します小学校の一年生にだけ当面やる、三十九年度に入学します小学校の生徒には一年、二年、三年に及ぼすという内容で、三十八年度予算に計上いたしてお

ることは御案内のごとくであります。貸与であることは、この前の国会で御審議決定をいただきました義務教育諸学校の教科書無償法の趣旨からいたしまして許されないと考えておるのであります。経費の分担につきましても、国費で全部まかなつて給付するという建前で行きたいと思ひております。

○小林(信)委員 そこで私がこれからお伺いしようと思ふのは、前に二十六年、二十七年に文部省が最初是一年生に限られた教科書でございまして、これを支給するときに、それが将来発展をして全学年に、しかも全教科に及ぶようなことを言われながら実行した

のですが、残念ながらその計画が粗漏であつたために、ついにその計画を放棄せざるを得ないような状態になつたことがございます。これは文部当局は十分御承知だと思つたのですが、今回もまず手始めとして行なわれる、一学年に無償で教科書が支給される、この仕事が出来ないわけですが、前回のようないくつかの粗漏なもので始められると、そのこともうまいかないばかりか、せつかくの国民が要望しておる教科書無償制度というものがまた消えてなくなるようなことになるわけでございます。この点につきまして万全を期しておるか、この点も私は伺つて参りたいわけでございます。第一回の場合には、市町村が購入した形式にして、国が補助金を出し、それからあとの残りは平衡交付金で見るといふふうな建前をとつたわけでございますが、これがなかなかうまくいかなくなつたということで、第一回の、将来全学年に及ぶという計画を捨てなければならぬようになったわけですね。そういう問題を十分考慮して今回はそういう手落ちはないということが言えるかどうか。

それから第一回の場合には、それが代金回収の保障をするか、これは非常に業者にとつて大きな問題であつたわけでありまして。それから代金の回収が遅延いたしますそのし寄せというものを業者は非常に憂慮いたしまして、どつちかといへば、この無償制度というものは廃してもいい、この無償制度というものは廃して強くなされたことを私たちが聞いておるわけでありまして。こういう過程から第一回は業者の方の強い要望によりまして、入学祝いにするというふうな後退をせざるを得なくなつてしまつたわけですが、こういうことについては、今度はどういうふうな用心をしてなされるか、まず、この昭和三十八年度第一学年に支給される教科書無償の実施というものは、非常な試験になるわけだと思つたのですが、大臣どういふふうなこの点過去を反省され、今後に対して十分な用意をなさつておるか、お聞きしたいと思つた。○荒木国務大臣 お尋ねの点は、法案を提出しまして、御説明も申し上げ、御質問に答ふるのが至当なことと思つた。ですから、すでに申し上げるまでもなく、御承知のように、この前の通常国会で決定していただいた教科書無償法そのものの趣旨が物語りますように、無償で給付するということには、あの法律がなくなつたり、変わったりますれば別ですが、あの法律が撤廃します限りにおいてはその懸念なし。御指摘の、かつてやりましたことが、経費分担の関係等にもからみまして混乱をしたことはお話しのとおりと理解いたします。そのゆえに、また代金回収の問題が現実の悩みとなつ

たと承知いたしておりますが、そういうことをきつかけに、またこの大事な無償給付の課題が後退することのないようにと期しておる次第であります。ただ実際問題としまして、あのときの法律によつて定められました調査会の答申は、委員の大多数は経費分担などというところは考へべきでない、国費一本たるべしという意見が圧倒的でありましたが、一部少数意見として、地方公共団体にも分担させてしかるべきじゃないか、少なくともそういうことを検討すべきじゃないかという意見が添えられてあります。ですからそれは政府内部のことでありまして、今申し上げたような趣旨に沿うように、予測しないような混乱等のために、大事なことがまたさたやみになるというようなことがないように、文部省としては努力していかねければならぬ分野は残つちやおりますけれども、基本的な考え方としては、先刻申したような線では政府としてはやつていく、こういう考え方でござります。

○小林(信)委員 大臣は確信を持って臨んでおられるようでございますが、前回教科書無償の問題を国会で論議したときにも、そういう点はあらかじめ憂慮しましたのでいろいろお伺ひしたのですが、この問題は憲法の二十六条の義務教育費無償の原則を進展させるために、将来これは全学年に及ぼすんだ、こういうふうな政府当局が申された、こういうふうな結果になつたわけなんです。だから私は、もしそういう結果になつては大へんだというわけで、大臣のそういう決意をお伺ひして事務当局の方にお伺ひをして参りたいのです。

その前に大臣に聞いていただきたいのですが、これは教科書懇話会で発行したものでござりますが、この中に教科書無償を行なつたときの経緯というのがこまかく書いてある。これを読んだだけでも、いかに教科書無償の制度を実行するのに問題が多いかということがわかるわけですよ。その一カ所を読んでみますと、これは昭和二十六年に実施して、それから昭和二十七年に移る段階の業者の方の意向なんだから、逐年給付範囲が拡大し、だからこれは最初一学年に二冊ですが、学年を広め、給付する教科書というものを全般に及ぶように拡大して参りました。義務教育全体の教科書が無償になつた後に予想される教科書国定化に対する危惧を感じはじめた業者は、これは決して文部省が国定教科書にしようという意図でなくとも、無償制度を実行するためにいふんな支障が出てくる、その支障を排除するために、結局これが簡便な方法は国定化にする以外にないんだということになつてくるという業者の危惧の念から、自由党内の空気に応じて、実施主旨を新就学児童に対する国の祝品に改めるべきだと主張し、一面、全額国庫負担と中央一括払いを重点に工作を推進した。これは残念ながら自民党あるいは時の政府というものが、自分たちが国民に公約したものを業者の意向によつて変更せざるを得なくなつたといふふうな、まことに嘆かわしい問題でござります。相当業者もそういう政治的な配慮も考慮したわけではございませうが、そのことは書かなければならなかつたわけなんです、こういうような一つの問題を取り上げても、教科書無償という問題は私は簡単に実現できないというふうな心配をしておるものでございまして、大臣は法案を出したときにまた審議をしてほしいというふうなお話でございまして、すでに三十八年度の一学年の教科書というものは、前回は二冊でございまして、今回は一学年全体の教科書に及んで仕事をされるわけではございまして、今のうちにそういう点を十分お聞きしておかなければ国民に非常に心配をかけるわけなんです。教科書は子供にとつては非常に大事なものでございまして、四月の当初、まだ私のところには教科書が来ない、見つけたけれども自分のところの教科書はもう品切れであるというふうな心配をさせてはならないし、またいろいろな資金面で、業者がこんな制度を継続されては大へんだといふふうな憂慮から、またこういうふうな業者の方から政界を動かすようなことがなされて、そうしてやむやみになるようなことがあつてはならないといふことを考えると、やはり質問をせざるを得ないわけなんです。まあ大臣がそういう確固たる信念に立つておいてございまして、大臣にはもうお聞きしたいと思いますが、事務当局にお伺ひする点は、まず業者に対する金の支払いの方法をどういふふうに計画を立てておられるか。

○蒲生政府委員 まことに申しわけございませぬけれども、ただいま主管局長、主管課長が法制局へこの法案について審議に参つておりますので、すぐこちらに参るよう今手配しておりますので、いましばらくお待ち願ひしたいと思います。

○荒木国務大臣 先刻もお答え申し上げ

ます。ことしの予算の中に平城宮趾の土地買い上げの四億何がしというものが盛り込まれたということは、これは考古学者を初め文化財に関心を持っておられる人たちは非常な喜びを感じておられると思うわけです。この問題からお伺いするのですが、当初二十億くらいは希望されておったのですが、四億といふ予算はどういう形でもってお使いになれるのか。それから範圍ですね、その平城宮趾のどの範圍を買い上げるのか、その買い上げ方が国が全額負担するのか地方にも分担をさせるのか、という点をお伺いして参りたいと思います。

○宮地(茂)政府委員　ただいまのお尋ねの件でございますが、平城宮趾のことにつきましてはこれは経緯はむしろ小林先生の方が十分御存じですから、そういう経緯は省略いたしました、ただいまの御質問そのものにお答えいたします。

予算要求の過程におきましては確につきました四億二千六百万円のお金よりも数倍の金額でございました。しかし現実の問題として目下国会で御審議いただいております予算案には四億二千六百万円ということになっております。これをどのように使うのか、あるいは県にも金を出させるのかといったようなお話でございます。実はこれは多少もったいぶるようで恐縮なんです、この四億二千六百万円で買えるのは要するに三十一万坪ばかりの平城宮の趾といえますと、多少の前後はございませんが、せいぜい七万坪くらいではなからうか。私の方でもそのことによってどの地域をどのように買う

ということは、一応の目安は、ございます。しかし何といましようか、この金でここを買うのですというのを、あまりこうした場所ですと土地所有者の方は地価を上げるとか、いろいろな動きもあるように聞いておりますし、そういう関係と、それから実は直接購入費はつきましたが、これの買収費等につきましては、いわゆる買収の事務費でございますが、こういうものについては遺憾ながら予算がついておりませんので、奈良県当局とも、そういった買収のいろいろな事務をしていただくような応援は奈良県にしたいだかなければならぬと思ってお話を進めております。奈良県としましては、目下年度の予算というものが近く開かれる二月県会であるやに聞いております。こういうようなことが十分決定いたしておりますので、いましばらく、こういう場所を売りたいと言ふことは差し控えていただきたいというふうにも思っております。ただ、それにしても四億二千六百万円、先ほど、いろいろ産業開発といったような問題もお話しになりましたが、国といたしましては、地域は今直ちにこの地域と申し上げられませんが、三十一万坪のどこかの地域になるわけでありますが、考え方をいたしましたのは、あまり地元民に犠牲をしないような買上げ方はすべきでない。それから、さらばといつて、あまりにも地価を上げられたような、むちゃくちゃな値段を容認して買ふというところは、今後の買収にもいろいろ支障も来いたします。それから買ふとした場合には、学術上の問題、発掘を推進してい

く点からいろいろな関連もございす。それから遺構、地下にある遺構ですから、掘ってみなければわかりませんが、大体数十年前に開根博士が御調査になられましたような資料もございすので、遺構そのものとも関連します。あれやこれやから、できる限り一般も納得していただけるような買ひ方をし、また文化財保存行政上も非難の起らないような買ひ方を参りたい、こういうふうな考えでおります。

○小林(信)委員 文化財として四億という金からすれば、もったいぶつていふところですが、しかしネコが小判をもらったと同じように、その使道に困るような仕打ちをするというやっぱり問題になるわけですから、私もきょうはどうかを対象にするかというふうなことは聞きません。事務局長の意図を尊重いたしまして申しません。しかしそれだけでもって問題が解決するのではなくて、今度は発掘の問題なんです、あれを買ひ上げるといふならば、いよいよこれは発掘をしていかなければならぬわけですが、これもさなきだに文化財行政は遅々として進まない状況なんです、買ったばかりでも、いつもこれが発掘されるかわからぬ。また地方の人たちからマムシの巣になって困るとか、あるいは害虫の巣になって困るというふうな批判もおそろく受けると思うのです。従つてこれを発掘する手段方法を直ちに立てまして、迅速にその仕事を進めていかなければならぬと思うのです。だからネコが小判をもらったと同じようにならないように、一つ急速に仕事を進めて一般の要望にこたえてい

ただきたいと思うのです。

それからこの問題はほんとうに今から私は申し上げたいと思うのですが、考古学者等は一つの問題に取組んでじっくり研究をするというより、今は破壊される、何か工事が始まるというふうな破壊作業のあとを追つて、そこには文化財がないか、ここには文化財がないかというふうなことで追つて追われているような日本の考古学者の今の現状なんです。こういう点を考えても、いかにこの平城宮跡の問題で文化財が努力をしたとか、与党が予算の捻出に努力をしたとかいふふうなことにあまり頭を置かず、そういうふうな一般の国民の平城宮跡を守る会というふうな、ああいう素朴の人たちの声というものが盛り上がったわけですから、その声を尊重してこれにこたえられるように御努力をお願いしたいと思います。

そこで、これと同じ問題が今度は大阪に起きています。大阪の難波宮址の問題は、ここにもおいでになります。責任者はそのときの団長で行かれたんですが、ここの方に責任があるんですが、あそこ参りましてやはり今のような派手なものを私たちらは見えてきたわけなんです。これは非常にとつと民族の文化を守る仕事なんです、その説明を聞いてきましたから、その私たちの聞いた説明と、それから文化財が把握しているいわゆる後円塚の発掘されている遺跡、あれが難波宮跡であるかどうか、こういう点をどういふに文化財は認めておるか、これをまず最初にお伺いしたいと思ふ。

○宮地(茂)政府委員 非常に恐縮ですが、まだ私新米で、先生が特に具体的にあげられたものが宮跡の跡かどうかといふことを十分に専門屋から伺つておりません。ただあるいは御質問がないのに先走つてお答えするのはいかがかと思ひますが、一度例の難波宮跡のあとに国の出先機関の庁舎を建てたりして、その辺が荒れられるのではないかと、文化財保存上非常に遺憾なところではないかというふうな世論もあり、先生方のそういうお声もあつたやうに聞いておりますが、この点につきましては実は昨日、文部省と大蔵省の方でいろいろその辺も相談いたしておりましたが、昨日大蔵省の管財局の方のお話では、難波宮跡と目されているところ、最初の予定地ではなくて、離れた別の代替地が見つかったので、そこに国の出先の合同庁舎は建てる。だから当初問題になりました庁舎は建てなかつとも済むようになった、三千坪ばかりの土地が見つかった、関係者で話し合ひがついたといふことをきのう聞きましたので、小林先生等が御心配になられておつた一部はそれであま焦眉の急を開いたわけではないかというふうな考えでおります。

○小林(信)委員 大へんわかりがよくて、話が非常に早く進むのですが、結局そうならば、文化財としても本委員会としても、難波宮跡であるといふことと認められたことは推測いたしました。やはり平城宮跡を重視するならば、それ以前の、唐文化が入つてきた最初の地帯であつて、仁徳天皇の問題もあるし、四回の遷都があつたといふふうなことから考えれば、当然ここは奈良と同じように、同等に重視されなければならぬ問題だと思ふのです。

それをもし認識不足であるならば、私の知る限りを申し上げて、そうして認識を改めていただく、こう思つたのですが、そこまで話が進んでおれば、私はもう申し上げる必要はないと思ふのですが、大阪市としても、市会の決議をして、あのときに八木さんの団長のところに陳情されて、そうして市当局に相当これにも金を援助しておるやうでございす。それから文化財としても、形は違ふかもしれぬけれども、大阪城とあわせて研究するということが、補助をしておるというふうなことも聞いておりましたので、大阪市民の強い要望の上に立つておるわけでございますから、その問題はできるだけそのやうに進んでいただきたいと思ふのです。ところが、この国有地と大阪市で持つておる土地を合わせれば、今大阪の営林局、大阪の検察庁の分室ですか、簡易裁判所、これはブラックで建てておるやうですが、この地域がちょうど適当なかえ地になり、それでもつて第二庁舎の建設はうまくいくというふうなことで、市当局も考えておるやうですが、問題は、大蔵省と文化財保護委員会がこれを認めるかどうかといふことになってくるわけですが、今のやうな話であれば地元の人たちも非常に喜ぶと思ひますし、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思ふのです。そうしてやはりこのところも、市当局もあれほど積極的に山根さんを応援して仕事をしておられるので、それもこれもという大へんにえらいかもしれませんが、もっと理解した措置がほしいと思つております。

それで一つ問題が早く片づいたわけ

ですが、そのほかにこれから問題を申ししますが、これは前に参議院で、清水局長のときに問題になったことですか、千葉県の京葉工業地帯の埋め立ての問題ですね。あのときに、別に問題はございせん——古墳等がある近所にたくさんあるのですが、その中で金鈴塚のようなものは特に留意して保存をいたしますというふうなことを言って、参議院の方で質問をした者に、だいたい自信を持って文化財当局が答えられたそうでございますが、現実にはそれと異なつて、大堀町の内裏塚というのがあります。その内裏塚の前方後円墳でございしますが、このところが破壊されて石棺が露出した。最近行つてみたら、これは影も形もなくなつておるといふふうな話も聞いております。それからこれは兵庫県の問題ですが、新舞子というところが、新しく観光地として非常に開発されておるといふふうな話ですが、その付近に一つの山がありまして、その山の上にも古墳があるのですが、その古墳は、県の文化財保護委員会としては、十分考慮して、業者等が旅館あるいはその他建設をする際に損傷しないようにという約束をしたそうです。ところがやはり現実にはそれが破壊をされておる。一応破壊をされたところを、考古学者の方たちが寄り合ひまして、約束が違ふじゃないか、こういう苦情を申しましたら、直ちにこれを修復いたします、元の形に直しますという約束をしたそうです。ところが、しばらくたつて後に、今度は別の方が破壊された。地元の人たちが観光地として開発するためにこういう遺跡が破壊されることを、何らか文化財行政の中で善処してほしいという要望が来てお

る。それからもう一つは、これは建設大臣河野さんが主体になつてやるのだとございしますが、京都の宝池というのですか、この付近に国際会議場をつくるという計画がなされておる。ところがここはもうりっぱに指定地になつておるのですが、それを損傷しないようにというふうなこともつて進めておるのだそうですが、ちよつと手をつけたら、昔の釜場、かわらを焼いた釜場、こういうふうなものが続々と出てきて、それが破壊されつづつておるといふふうな問題が出てきておるわけですが、とにかく新しく国道がつくられる。その問題から、考古学者等は、あそこにもここにも古墳その他遺跡の破壊が行なわれて非常に残念だといふこととで、この前の国会でも、われわれがかつて当局に申し上げておるわけですが、またこういうふうな新しい問題が全国各地に出てきておる。一体こういうふうなものはどうしたらいいか、非常に関係者は心配しておるわけですが、おそろく文化財保護委員会とすれば、今のわれわれの体制ではいかんともしがたい、手を上げるような形だと思ふのですが、それでも新事務局長はこれに対して何か抱負があるかどうか、お伺いしたいと思ふのです。

○宮地(茂)政府委員 いろいろ三つばかり例をあげられましたが、特に最後にあげられました国が国道をつくるというふうな場合、たとえば東海道の新幹線をつくるんだとか、あるいは名古屋、神戸の間の自動車道路をつくるんだとかいふような、いろいろ大がかりな土木事業がございしますが、そのような場合には、実は私どもの方と建設省等とがお互いに、協定とまで——あまりいかめしいものではございせんが、相互に話し合ひいたしましたして、書類の交換をいたしておりますが、そういう道路をつくる場合、一応地図を見ればどこにどのような遺跡があるはずだ、地上にあるものももちろんですが、埋蔵されておると覚しきような場所はこのあたりであるといふようなことを、私の方からも関係省にも申ししますが、またそういう道路をつくる前には、文化財保護委員会の方に事前に、重要と思われるようなところは調査させてもらいたい。それから調査の経費等は、急におやりになるときなどで、私の方では予算を持っておらないような場合は、できれば先方で調査経費を出してもらふようにといったような話し合ひもいたしておりますし、また調査の結果重要な遺跡が出てきたといふような場合は、当初地図を書いて線を引いておられたところを、少し当該場所をよけて通つてもらふとか、そういうことを一応文書等にもいたしまして、できる限りの措置をしておりますが、しかしそれにしても、御指摘のような場合が事実起こつてくると存じます。従いまして、事前に十分そういうことのないように話し合ひをすると同時に、またそういう問題が起こつて参りました場合は、そのつど即応した措置をとるというふうにいたしたいと思ひます。

今、何かりっぱな抱負でもあるかとおっしゃいましたことにつきまして、特に抱負があるわけではございせんが、従来からもそのように、考え得るだけのことはいたしております。しかし、それについてもまだこのようないやまがあるんじゃないかというふうな御指摘でもございしますので、そういう点は、もちろん事後になりますが、調査の上でできる限り支障のない措置を追つかけてでもとの以外に方法はないのではなからうか。経験も浅うございまして、抱負というところはございせんが、そのように考えております。

○小林(信)委員 今事務局長が言われたようなことは、法律をたてれば問題ないことなんでしょう。発見した場合には直ちに届出をしなければならぬ。そうすればこれはやはり調査をすることになつていくわけですが、そんなことをしておつたら業者は仕事にならないわけですね。今そんな良心的な業者はいないといふことは、この前の国会でも大いに論議したわけですね。そういう業者が日の丸の旗だとかあるいは君が代といふことは口では言うけれども、実際自分がそういう問題にぶつかつたときには、やはり自分の欲の方が先に立つて、ブルドーザでもつてがあとやつてしまふといふ今時代なんです。だから、文化財保護委員会としてはそういう時代の動きといふものをつかんで、ここに画期的な対策を講じなければならぬといふことを私は常々考へておるわけなんです。今度の名神国道の完成にあつては、公団が非常に良心的であつたために自分たちから調査費を出し、あるいは考古学者に相談をしてそういう問題を一々解決していった。それでもなお考古学者とかそういう関心を持つ人たちが言わせるならば、非常に遺憾なものがたくさんあられるわけなんです。まして一般の業者等の仕事の場合には、そういう点にまことに無関心でもつて行なわれるわけなんです。それはただ遺跡が破壊されるといふことだけでなくて、ひいては民族文化を軽視する業者あるいはそれを黙つて見ておる政府に対する国民の批判ということになつて出てくるわけなんです。いかに今の政府当局が道徳教育なんといふことを主張しても、実際にいふのは大きな矛盾が出てきておるわけですね。私は、そういう点から、もっと古代文化を尊重するといふふうなことを、実際に政府が熱心に行つていかなければいかぬと思ふ。それは、今日の文化財行政の機構、形態では私は不可能だと思ふ。まず文化財保護委員会は、あんな文部省の屋上なんかを借りておらないで、一番文化財の多い関西地方に移つたらどうかと思ひます。しかし、こうやって政府当局として国会との関係もあるから、あそこにも本拠を置かなければならぬとするならば、奈良に文化財研究所というふうな、一つの出張所のような形を置いて、あそこを集結されておるといふ日本の文化財を出張所が守るといふような形、そしてそこへ行けば話がつくといふような形をまずとるべきだと思ふのです。これくらいあつた地方に對する関心をまず持たなければいかぬと思ふのです。

それから、今度は各府県の文化財行政のあり方ですが、これは事務局長まだ初めておわかりになつておられないと思ふのですが、各府県に、ほんとうに専門的に文化財関係の仕事をするものが全国で何県あるか、私の想像では、おそろくみんな兼務のような形でもつて仕事をされておるのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○宮地(茂)政府委員 果が文化財保護行政についてどのような人員を持つて

おるかというお尋ねのようにお聞きいたしましたがおっしゃいますように、私も十分承知はいたしておりますが、文化財保存行政のみを専管している文化財保存課というのが京都と奈良の二県にございます。それから、栃木県が新年度からそういう課を置くというふうになっております。東京都と静岡県では文化課というところで一般文化行政と一緒にやっておりますが、相当の人員も擁して仕事をしております、その他は大体社会教育課の中へ係長を置いてやっておりますのが実情のようでございます。中には係も置いてないところもあるようでございますが、御指摘のように、文化財保存行政につきましては、全般的に申しまして十分な組織、機構が確立されてないというところがあるのではないかと申します。従いまして、文化財保護委員会としましては、保存行政の重要性を従来から県、市町村にお話し申し上げ、いろいろ組織、機構を充実していただくようにしてきておるようでございますが、今後ともそういう努力をいたしまして、文化財保存行政に遺憾のないようにいたしたいと思っております。

それから、前半の御質問の奈良に出張所くらい置いてやたらどうだというお考え、一つの有益な御意見だと存じますので、私も考えさせていただきますか、私も考えさせていただきますが、ただ、昨年からですか、パトロール官といったようなものも定員もとまりまして、文化財保護委員会から県等に文化財保存行政をお願いしておりますが、お願いしやなくして県自体としてもやっておりますが、国からもしよちゅうそれを見て

回って実態を十分把握しておく必要があるということで、文化財の監督官を定員化して相当効果が上がっておりますのでございます。従いまして、おっしゃるお気持は、文化財保護行政をしっかりとやれという御激励の御趣旨だろうと存じますので、私もどしどし肝に銘じましてしっかりやりたいと思っております。ただ、形として出張所を今すぐ置くかどうかというところは、一つの検討すべき問題として検討させていただきます。このように考えます。

○小林(健)委員　ただ激励するなんというところでこんなことを言っているのではない。もつと真剣に取組むべきだと思ふのです。この予算説明書を見たときに私ははやくにさわったわけですが、いつか私が荒木文部大臣に文化財問題を聞いたら、私は文化財問題には関係ございませぬ、文化財委には文部省の一角を貸しておきただけ、こういうことを言っておきながら、言われておる文化財保護委員会では、文部省の予算要求事項別表、こんなものを出して、その一番しまいの方に半ページくらい文化財の予算が載つておるわけですか。こんなものから抜いて、独立して、予算の説明をするくらいになるべきだと思ふのです。文部大臣は、私は全然関知しません、こう言っている。だから、そういう地方の文化財行政の機構を充実すると同時に、文化財保護委員会というものをとつとしっかりしたものを私にはあわせて言いたいわけですが、そういうような問題については、私は、この国会でも小委員会というふうなものをつくつてもらつて本格的に検討をしてもらいたいと思ふのです。

地方の実情を申し上げればきりがなわけですが、実はきょう私の県で、裁判の最終判決が下されることになっております。これは文化財委も聞いておられると思うのですが、例の火繩銃をつつたという問題です。これは最初警察の方では銃砲火器取締でもってその人間を引っぱつて、そして二十一日ですか、二日ですか、最大限拘留した、そして、これは穴があいてない、火繩銃だけで銃砲火器取締に該当しないということで、警察の面子があるいは検察庁の面子かどうか知りませんが、今度は起訴理由を変えて裁判をしていくわけですが、その問題になったのは例の登録用紙——文化財の仕事をしておる人は知つてゐると思うのですが、事務局長は知らぬかもしれせんが、要するにこれは江戸時代の火繩銃でございませぬというのを登録するわけですね。その登録をする場合に審査員というふうなものが県の中で定められるわけでしょう。ところがそれが勝手に書いて出すと、それが今の県の文化財保護委員会ではそういう眼識がないから、そういう審査員の言うことをそのままめくら判を押してしまふわけですが、今度もやはり裁判官にそういう点を追及されたのですが、私たちはそんなことは全然わからぬ。だから責任は教育委員会にあるかもしれせんが、私たちがそんなことを判定する力はないんだからというふうなことでもつて、問題をどこへ持つていくこともできなくなつて、結局その登録用紙というのとは一体どこに責任があるのだというところが今度の裁判の山になつてゐるわけですが、私はきょう判決が下つた

ら、今度は文化財保護委員会でもつて、はたしてその裁判が妥当であるかどうかというところを、これは立法上の問題になるわけですが、お聞きしようと思つております。もしそれがどういふ結果になるのかこれは聞かなければならぬと思ふのですが、そういうふうな文化財保護行政というのはいくらなんでも極端に言えば、文化財保護委員会から指名されたというふうな形でございませぬ。そういう人たちは古物商と結託をして、そうしてつづらぬ私蔵品を、これはこうこうこういふものであるというふうなことを勝手に書いて、そしてその登録用紙が添付されていく。かえつて文化財保護委員会の古物商なんというものがあつたために、地方の古物商なんというものはそれを悪用して仕事をしておるわけですが、それが大きなものになれば、永仁のつぼだとかそういう問題になつておるいろいろな陶器、こういうふうなものと同じようなことが地方にはたくさんあるわけですが、そうして今度は実際保護される問題はどうかというところ、これも私の県の例を申し上げれば、私のすぐ隣に窪八幡という社がございまして、ここに正確に重要な文化財が一つの神社の九つぐらゐると思ふます。そういうたぐさんな文化財を持っています。ところが、みんな修復されたのです。ところが、防火施設というものが完備されておらなければならぬが、これも文化財保護委員会から指定された人たちがでしよすね。この人たちのやつてゐる仕事は非常にずさんなために、貯水槽がつく

られておるけれども、みんな水が漏つてしまふ。コンクリートで仕事をして水が漏つてしまふなんていうことはなはいはずですが、現に漏つておる。水がたまらない。せつとく防火施設を完備しろというふうなことを盛んに言われながらも、文化財保護委員会から派遣される人が水が漏るような貯水槽をつくつて平気でございませぬ。それで防火施設はここの一年くらい機械が故障で全然とまつてゐるわけですが、こういうふうな文化財行政というものは、地方へ参りますとまことにどうしようもない状態なんです。そうかといふ私の県のそういう係の人がなまけておるかといふところ、なまけておるわけじゃない。社会教育の仕事をするが、幾分そういう点について理解があるからといふことで、兼務で仕事をしておるわけなんです。でも手が回らない。これはせつとく一つの独立した委員会といふものがあつても、とてもその本来の目的を達することができないのじゃないか。だから新事務局長は、そういう全国的な今の情勢の問題、機構の問題、いろいろたくさん出てくる問題のことを考えたら、これはもうきょうのような行政機構ではとてもできないのだ——世界のいろいろな事例をあげれば切りがございませぬが、そういうふうな問題を究明されまして、一つ思い切つた機構整備をやつて、そして行政の充実をはかつていただきたい。これが私の一番の念願でございませぬが、しかしそういう大きな問題は簡単にすぐできるわけではございませぬ。きょう新舞子の問題、あるいは千葉県の京葉工業地帯の問題、それから例の京都の宝池の国際会議場の問題、この三つ

第一類第六号　文教委員会議録第三号　昭和三十八年二月十三日

の問題は早急に御調査願って、はたしてそういう問題があるかどうかを調べていただきたいと思うのです。そしてそれに対して問題がございませんというならいいのですが、問題があるというなら、どういうふうに手をつけてくれるか、次の機会にお聞かせ願いたいと思います。事務局長が非常に早く話をつけてくれましたので、私はこれで終わらせていただきます。

○床次委員長 次会は来たる十五日金曜日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十六分散会